

第2章 基礎調査

2-1. 位置及び地勢

瑞穂市は、濃尾平野の北西に位置し、東側で岐阜市と西側で大垣市と面している。市の東には、長良川、西には揖斐川が流れ、輪中と呼ばれる水郷地帯であり、古くから恵まれた水を活かした農耕地帯として発展をとげてきた。

近年は岐阜市と大垣市の間に位置する立地条件、市内部を通る国道21号やJR東海道本線により交通至便の地として人口増加が進んでいる。

下記に土地利用の推移及び用途地域面積を示す。瑞穂市の土地利用は表2-1に示すとおりである。また、行政区域面積28.19km²のうち、都市計画区域として19.66km²が指定されている。市街化区域面積は11.51km²で、住居系、商業系及び工業系について用途区分が定められている。



図2-1. 瑞穂市位置図

表2-1. 土地利用状況面積

(単位:ha)

総面積	農地	水面 河川 水路	住宅地	道路	工業用地	その他 宅地	その他
2,819	980	558	522	406	82	215	56

(資料：瑞穂市 市勢要覧資料編 平成31年度版)

表 2-2. 市街化区域面積及び用途地域別面積

(単位：ha)

用 途 区 分				面 積 (ha)	用途地域に対する割合(%)	行政区域に対する割合(%)
行政区域	都市計画区域	市街化区域	第一種低層住居専用地域	201.1	17.5	7.1
			第二種低層住居専用地域	3.9	0.3	0.1
			第一種中高層住居専用地域	149.7	13.0	5.3
			第二種中高層住居専用地域	34.2	3.0	1.2
			第一種住居専用地域	401.8	35.0	14.3
			第二種住居専用地域	10.8	0.9	0.4
			準住居地域	0.0	0.0	0.0
			近隣商業地域	60.0	5.2	2.1
			商業地域	22.3	1.9	0.8
			準工業地域	99.0	8.6	3.5
			工業地域	137.7	12.0	4.9
			工業専用地域	30.0	2.6	1.1
			計	1,150.5	100.0	40.8
		市街化調整区域	814.5	—	28.9	
		計	1,965.0	—	69.7	
	準都市計画区域	854.0	—	30.3		
合 計			2,819.0	—	100.0	

(資料：岐阜県統計資料 平成 26 年)

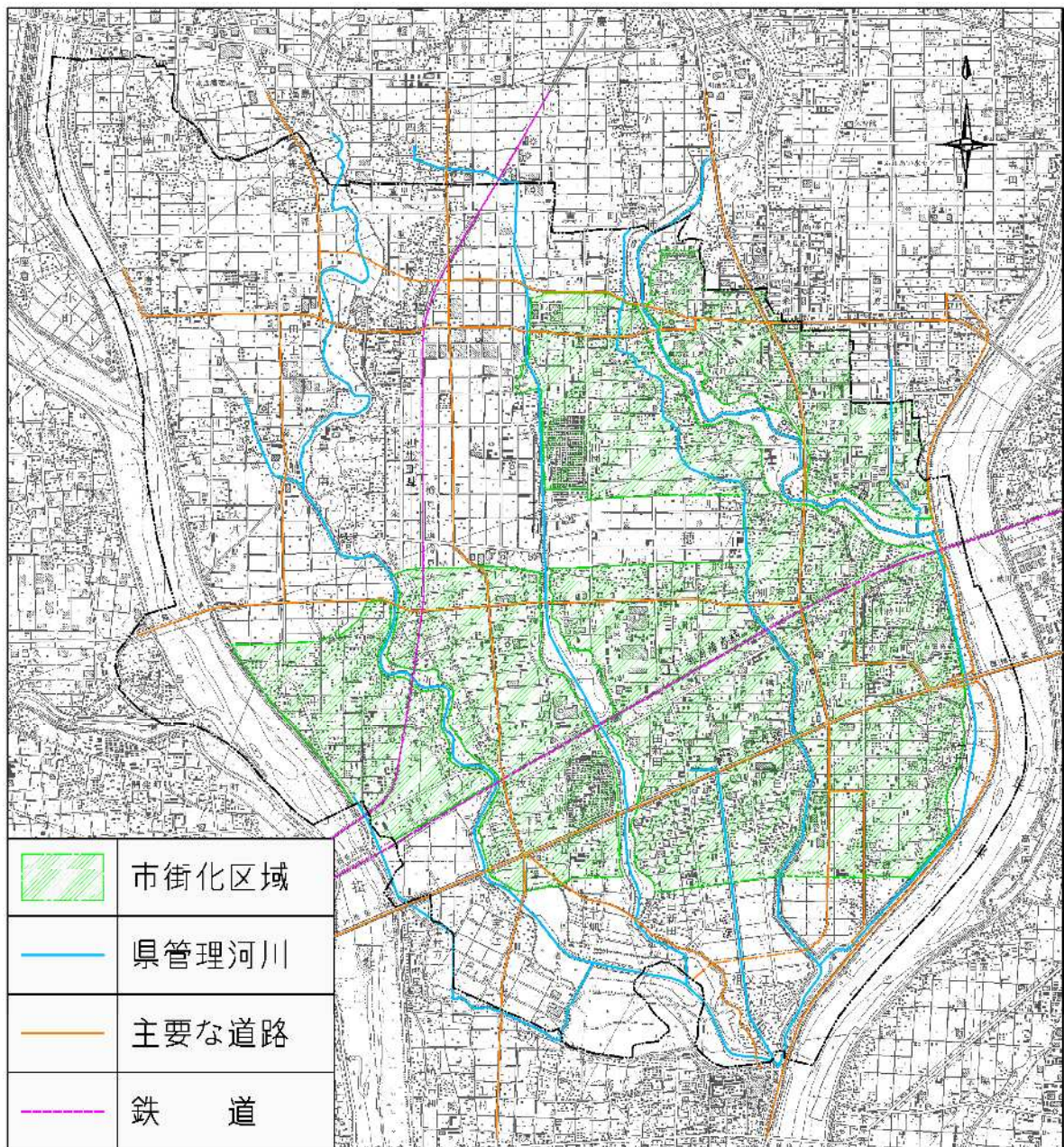


図 2-2. 河川・主要道路及び市街化区域図

2-2. 人口

本市は、岐阜市と大垣市に挟まれた交通至便の地であることから住宅開発が活発に進み、行政人口は年々増加傾向にある。本市の平成17年度から平成30年度の人口推移では、年平均増加人口は400人となっている。

表 2-3. 行政人口の推移（各年度末における住民基本台帳人口）

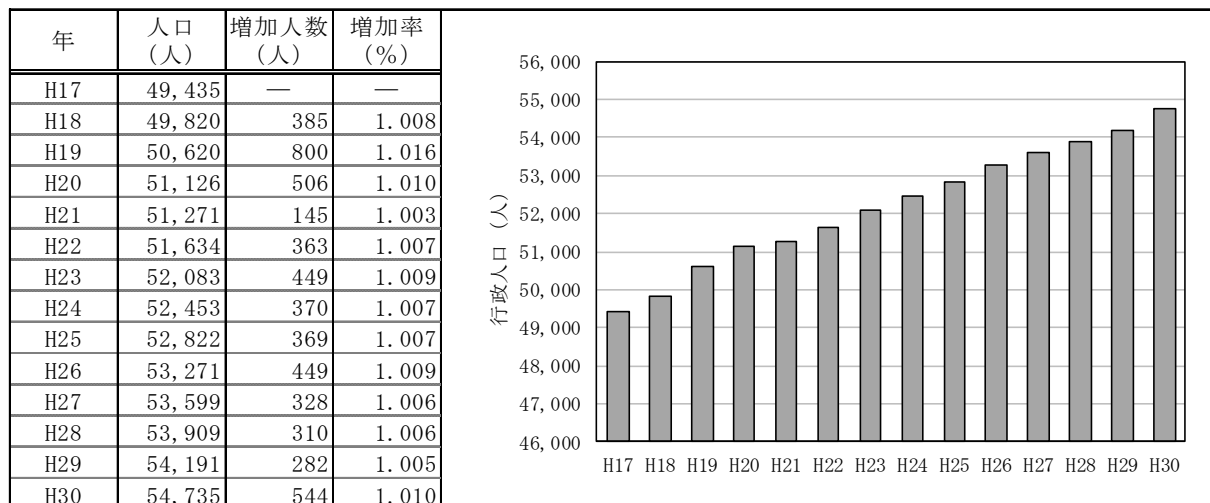


表 2-4. 地区別現況人口・世帯数

地区	平成29年度末		平成30年度末		人口比率 H29/H28	備 考
	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)		
馬場	2672	961	2,768	998	1.0359	
生津	2976	1,134	2,946	1,141	0.9899	
本田	6522	2,316	6,596	2,354	1.0113	
只越	2153	817	2,185	843	1.0149	
別府	5624	2,138	5,673	2,171	1.0087	
穂積	5616	2,086	5,601	2,106	0.9973	
稲里	2566	1,020	2,657	1,068	1.0355	
十九条	1966	704	1,987	717	1.0107	
牛牧	4595	1,742	4,705	1,814	1.0239	
宝江	336	138	321	134	0.9554	
野田新田	1463	637	1,494	657	1.0212	
野白新田	1472	442	1,512	443	1.0272	
祖父江	1638	605	1,678	628	1.0244	
犀川	748	293	739	287	0.9880	
七崎	496	149	480	148	0.9677	
居倉	607	203	588	204	0.9687	
森	783	288	764	285	0.9757	
田之上	989	334	992	338	1.0030	
唐栗	857	269	849	268	0.9907	
宮田	328	121	319	122	0.9726	
大月	124	33	130	35	1.0484	
重里	596	187	588	185	0.9866	
美江寺	1239	442	1,228	449	0.9911	
十七条	782	248	795	254	1.0166	
十八条	642	207	647	211	1.0078	
古橋	3750	1,269	3,801	1,297	1.0136	
横屋	1404	485	1,429	497	1.0178	
中宮	829	277	854	287	1.0302	
呂久	418	147	409	149	0.9785	
計	54,191	19,692	54,735	20,090	1.0100	

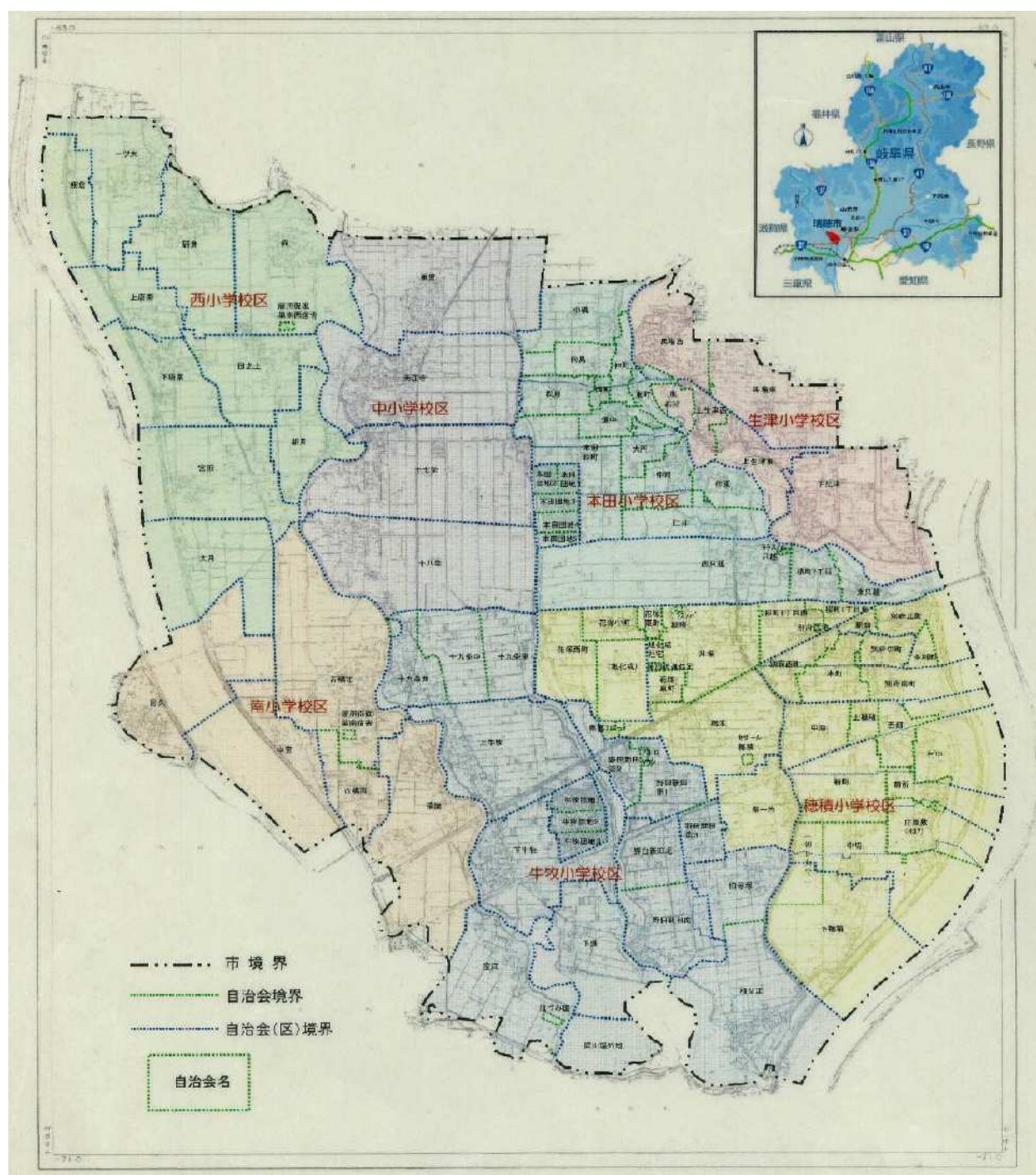


图 2-3. 地区界图

2-3. 気象

本市の気候は、太平洋岸気候に属し、その中でも東海型気象を示しており、夏は高温多湿、冬は低温少雨である。また、冬季には、この地域特有の伊吹おろしがあるため、冷たい風が吹く日が多く、雪に見舞われることもある。近年、東海豪雨をはじめ集中的な豪雨の観測も見られる。

表 2-5. 過去 30 年間の降水量記録(大垣観測所)

年	年間降水量 (mm)	日最大降水量		時間最大降水量		備 考
		値 (mm)	月 日	値 (mm)	月 日 時 分	
1989	2,188.0	106.0	6 月 28 日	23.0	9 月 6 日 22:00	
1990	2,297.0	127.0	5 月 4 日	40.0	9 月 19 日 0:00	
1991	1,952.0	105.0	6 月 2 日	25.0	7 月 17 日 0:00	
1992	1,277.0	75.0	9 月 29 日	16.0	7 月 24 日 9:00	
1993	2,357.0	107.0	9 月 3 日	35.0	9 月 3 日 21:00	
1994	1,117.0	100.0	9 月 29 日	41.0	8 月 25 日 1:00	
1995	1,833.0	95.0	5 月 12 日	39.0	8 月 25 日 22:00	
1996	1,840.0	103.0	7 月 20 日	22.0	6 月 24 日 21:00	
1997	1,699.0	97.0	11 月 26 日	24.0	7 月 9 日 10:00	
1998	2,339.0	78.0	7 月 24 日	25.0	9 月 21 日 21:00	
1999	2,013.0	98.0	5 月 4 日	40.0	9 月 4 日 3:00	
2000	1,851.0	214.0	9 月 11 日	44.0	9 月 11 日 15:00	
2001	1,667.0	127.0	8 月 21 日	35.0	7 月 17 日 17:00	
2002	1,592.0	155.0	7 月 10 日	33.0	7 月 16 日 8:00	
2003	2,187.0	104.0	6 月 24 日	31.0	9 月 24 日 18:40	
2004	2,417.0	231.0	10 月 20 日	55.0	9 月 23 日 23:00	
2005	1,489.0	152.0	7 月 4 日	37.0	8 月 16 日 22:10	
2006	2,016.0	122.0	4 月 11 日	33.0	9 月 9 日 3:50	
2007	1,684.0	143.0	7 月 14 日	57.0	7 月 12 日 10:50	
2008	1,690.0	133.5	6 月 29 日	46.0	9 月 21 日 10:30	
2009	2,032.0	89.5	8 月 2 日	46.5	7 月 17 日 9:32	
2010	2,313.5	94.5	5 月 19 日	39.5	6 月 19 日 20:48	
2011	2,089.5	167.5	9 月 4 日	27.0	9 月 4 日 12:51	
2012	2,091.0	113.5	9 月 30 日	33.0	9 月 18 日 17:52	
2013	1,972.5	163.0	9 月 4 日	108.5	9 月 4 日 15:05	
2014	1,862.5	165.5	10 月 13 日	41.5	10 月 13 日 19:32	
2015	2,307.5	126.0	6 月 26 日	28.0	12 月 11 日 5:08	
2016	1,985.5	130.5	9 月 20 日	29.5	9 月 20 日 15:07	
2017	1,796.0	245.0	10 月 22 日	41.0	10 月 22 日 22:39	
2018	2,214.0	133.0	7 月 5 日	40.0	7 月 7 日 23:27	

表 2-6. 観測史上 1～10 位の降水量記録（大垣観測所）

順 位	日最大降水量 (mm)	月最大降水量 (mm)	日最大 10 分間 降水量 (mm)	日最大 60 分間 降水量 (mm)	備 考
1 位	245 (2017/10/22)	578 (2017/10)	9.5 (2017/10/22)	54 (2004/10/20)	
2 位	231 (2004/10/20)	467 (2004/10)	8.5 (2015/10/2)	41.5 (2014/10/13)	
3 位	165.5 (2014/10/13)	297 (1998/10)	8.5 (2014/10/13)	41 (2017/10/22)	
4 位	123 (1981/10/8)	291 (2013/10)	8 (2016/10/26)	30 (1990/10/8)	
5 位	81 (1991/10/17)	260.5 (2014/10)	7 (2016/10/9)	23.5 (2017/10/23)	
6 位	75.5 (2017/10/2)	247 (1991/10)	6.5 (2012/10/28)	22.5 (2015/10/2)	
7 位	71.5 (2008/10/24)	216 (1981/10)	5.5 (2011/10/15)	22 (1991/10/17)	
8 位	70 (1998/10/17)	210 (2000/10)	5.5 (2010/10/9)	21 (1976/10/8)	
9 位	70 (1980/10/19)	206 (1976/10)	5 (2017/10/23)	20 (1998/10/18)	
10 位	69 (1979/10/19)	191 (2001/10)	5 (2012/10/17)	19 (1979/10/3)	

※ 統計期間は、1976/01～2017/01、日最大 10 分間降水量のみ 2009/01～2017/01

表 2-7. 雨の強さの目安(時間雨量)

時間雨量 (mm/hr)	予報用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋 内	屋外の様子	車に 乗っていて	災害発生状況
10～20	やや 強い雨	ザーザーと 降る	地面からの 跳ね返りで 足元がぬれ る	雨の音で話 し声が良く 聞き取れな い。	地 面 一 面 に 水 た ま り が で き る。	ワイパーを 速くしても 見づらい	この程度の雨で も長く続く時は 注意が必要。
20～30	強い雨	どしゃ降り	傘をさして いてもぬれ る。	寝ている人 の半数くら いが雨に気 がつく。			道 路 が 川 の よ う に な る。
30～50	激しい雨	バケツをひ っくり返し たように降 る			山崩れ・崖崩れ が起きやすくな り危険地帯では 避難の準備が必 要。都市では下 水管から雨水が あふれる。		
50～80	非常に 激しい雨	滝のように 降る（ゴー ゴーと降り 続く）	傘は全く役 に立たなく なる。		水しぶきで あたり一面 が白っぽく なり、視界が 悪くなる。	車の運転は 危険	都市部では地下 室や地下街に雨 水が流れ込む場 合があり、マン ホールから水が 噴出する。土石 流が起こりやす く、多くの災害 が発生する。
80～	猛烈な雨	息苦しくな るような圧 迫 感 が あ る。恐怖を 感ずる。		雨による大規模 な災害の発生す るおそれが強く、 厳重な警戒 が必要。			

2－4．河川

本市には、長良川、揖斐川をはじめとした 18 本の中小河川が流れている。

表 2-8. 市内の一級河川

河川名	河川延長（m）	河川名	河川延長（m）
揖斐川	91,903	五六川	7,575
長良川	144,612	起証田川	300
犀川	12,893	宝江川	2,567
天王川	8,972	長護寺川	3,996
中川	6,749	政田川	2,350
新堀川放水路	579	糸貫川	15,225
新堀川	2,400	天王川放水路	290
高野川	1,000	平野井川	3,020
新高野川	200	根尾川	4,450

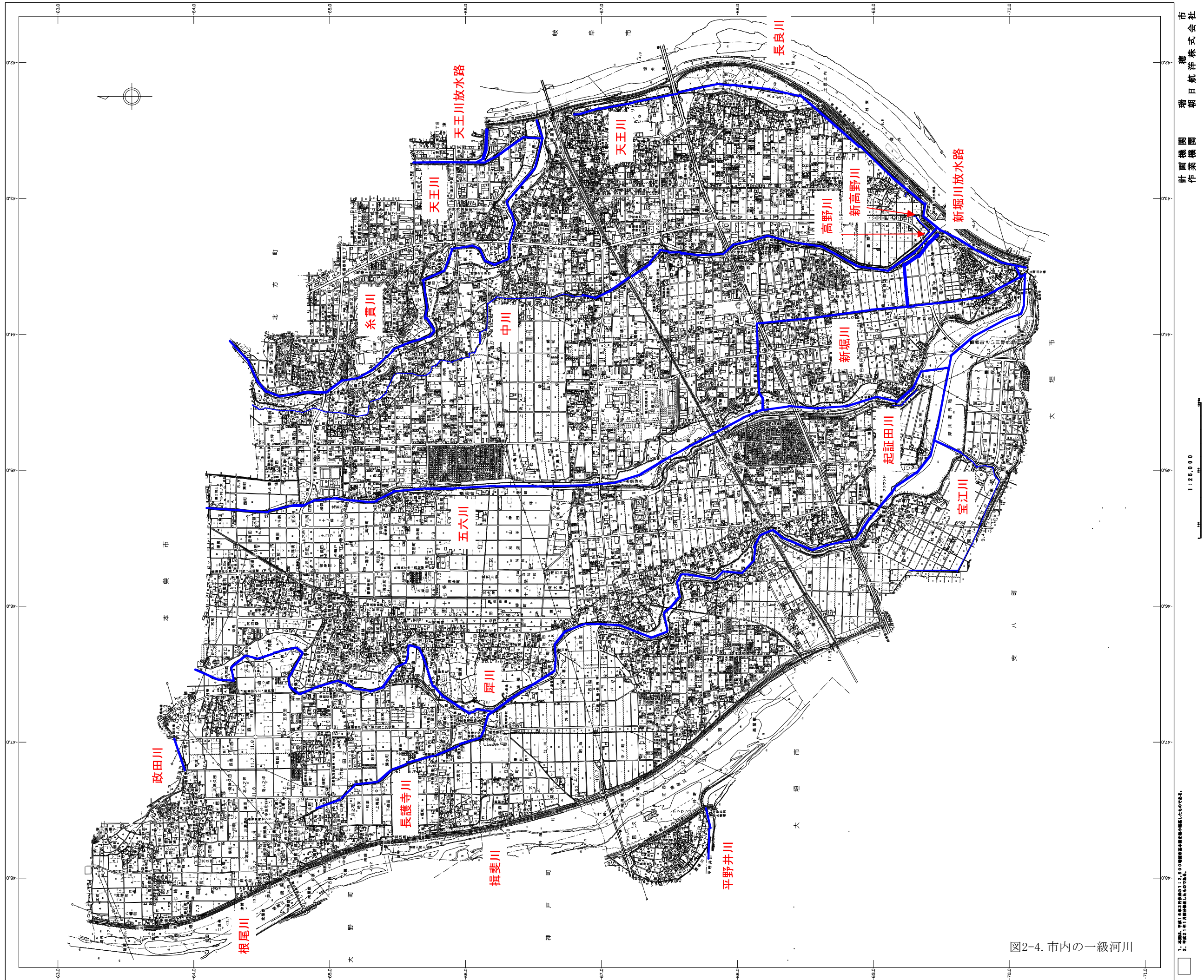
2－5．道路及び鉄道

本市内には、国道 21 号線や JR 東海道本線など交通の利便性が高く、拠点的な都市として発展している。南北方向には旧本巣郡を縦断する主要地方道北方多度線が通っている。また、公共交通機関では、JR 東海道本線の穂積駅のほか、樽見鉄道に横屋駅、十九条駅、美江寺駅がある。（図 2-2 参照）

表 2-9. 市内の道路延長

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総延長（m）	516,332	517,314	517,546
実延長（m）	506,402	507,319	507,618
舗装済延長（m）	424,883	427,528	429,564
舗装率（％）	83.90	84.27	84.62

圖 氏 鑑 市 德 張



2-6. 既存下水道及び屎尿処理

本市の下水道の整備状況は、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラントにおいて整備が完了し、供用を開始している。しかし、公共下水道事業整備前であることなど概ね半数の住民が単独浄化槽及びくみ取りの状況にある。

汚水処理人口普及率とは、下水道を利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した、汚水処理施設の普及状況の指標である。

汚水処理人口普及率 = (集合処理 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 市総人口

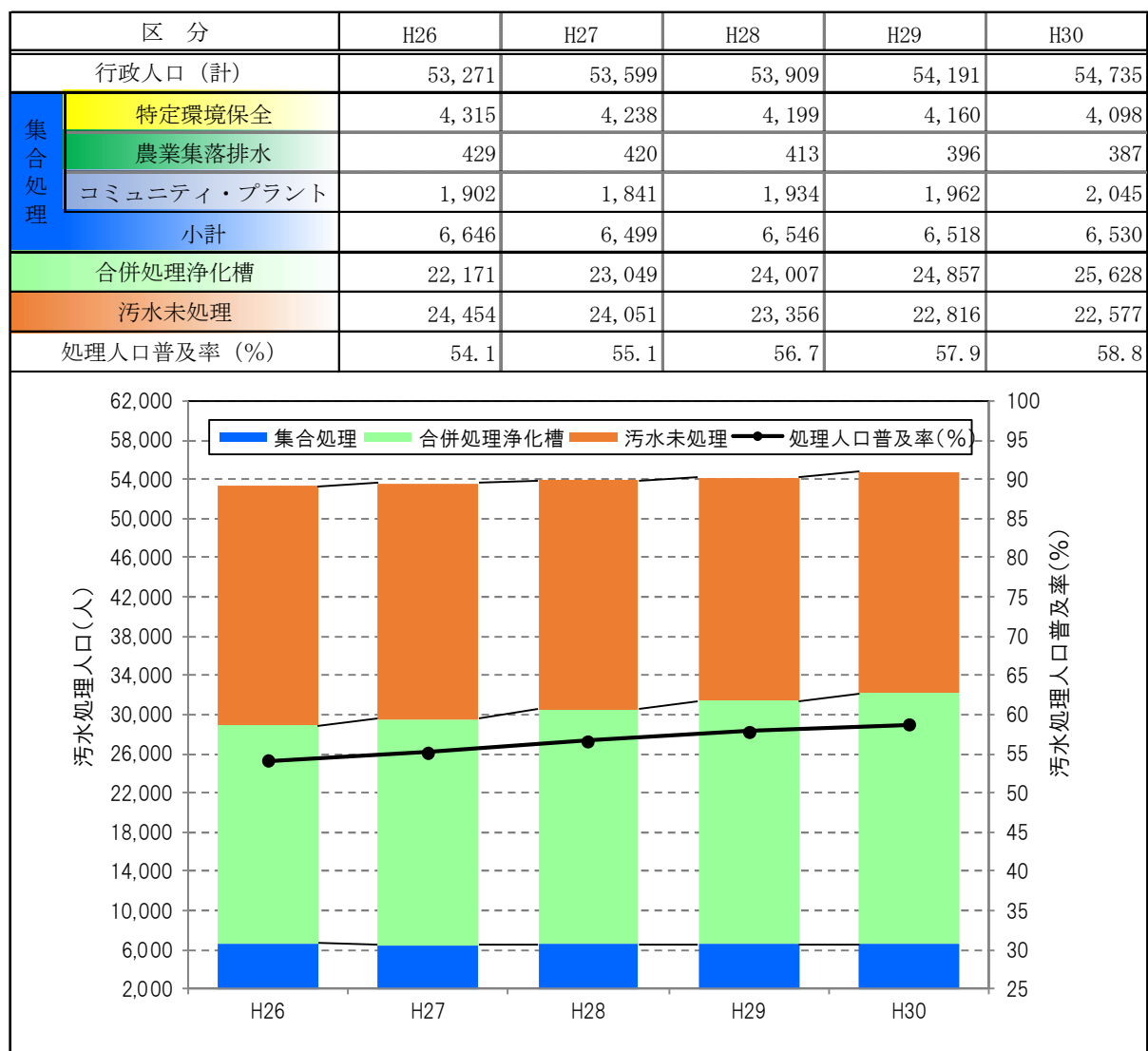


図 2-5. 汚水処理人口普及の過年度実績

(1) 特定環境保全公共下水道（西処理区）

事業着手年度	平成9年度（平成16年供用開始）
計画処理面積	146ha
計画処理人口	3,960人
計画汚水量	1,940m ³ /日（日最大）
処理施設名称	アクアパークすなみ
施設の所在地	瑞穂市大月地内
敷地面積	10,200m ²
水処理方式	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	機械脱水処理→場外搬出
脱臭処理	活性炭吸着処理



(2) 農業集落排水施設（呂久地区）

事業着手年度	平成6年度（平成9年供用開始）
計画処理面積	9.5ha
計画処理人口	700人
計画汚水量	189m ³ /日（日平均）
処理施設名称	呂久クリーンセンター
施設の所在地	瑞穂市呂久地内
敷地面積	886m ²
水処理方式	J A R U S－Ⅲ型
汚泥処理方式	濃縮→貯留→場外搬出
脱臭処理	オゾン脱臭処理



(3) コミュニティ・プラント (別府処理区)

事業着手年度	平成13年度 (平成15年供用開始)
計画処理面積	96.4ha
計画処理人口	6,350人
計画汚水量	3,300m ³ /日 (日最大)
処理施設名称	アクアパーク別府水処理センター
施設の所在地	瑞穂市別府地内
敷地面積	7,358m ²
水処理方式	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	濃縮→貯留→場外搬出
脱臭処理	活性炭吸着処理



(4) 合併処理浄化槽事業

各家庭等で個別に処理を行う浄化槽には、大きくわけて単独処理浄化槽と合併処理浄化槽がある。衛生的な生活環境を求め、高度成長期からトイレの水洗化を目的とした単独処理浄化槽の普及が急速に進み、多くの方が設置している状況にある。しかしながら、単独処理浄化槽はし尿のみを処理し、台所や洗濯、風呂などの生活雑排水は未処理のまま流してしまい、公共用水域の汚濁の原因となる。これを受け、平成13年度（浄化槽法の改正）以降は、新たに設置される浄化槽は、し尿と生活雑排水を一緒に処理する合併処理浄化槽のみとされている。合併処理浄化槽は、適切な維持管理を行っていれば、下水道処理場と同程度の処理が可能である。



本市においては、生活雑排水の増大による公共用水域の水質汚濁の対応として下水道区域外において合併処理浄化槽設置整備事業が行われ、水質改善に取り組んでいる。

なお、合併処理浄化槽等から発生するし尿や汚泥は、処理場に運搬し、処理を行わなければならない。本市は、もとす広域連合を組織する一部事務組合（瑞穂市、本巣市、北方町）にて浄化槽、農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントに係る汚泥並びにし尿を衛生的に処理し、地域住民の快適な生活環境の保全に寄与してゐる。

表 2-10. もとす広域連合衛生施設（し尿処理施設）の概要

名 称	もとす広域連合 衛生施設（し尿処理施設）	備 考
所 在 地	岐阜県瑞穂市生津天王東町2-57	
事業主体	もとす広域連合	
処理対象人口	113,000人	
処理方法	標準脱窒素処理方式＋高度処理（低希釈2段活性汚泥処理方式）	
処理能力	140KL／日	

（資料：もとす広域連合 事業概要）

2-7. 関連計画

(1) 瑞穂市污水处理施設整備構想

岐阜県では、平成5年度に「全県域下水道化構想」を策定・公表した。構想では、市街地や農山村地域を含めた県下全域の生活排水処理施設の整備を計画的・効率的に実施することを目的とし、県下の市町村が作成した市町村構想を取りまとめ公表することとなっている。

污水处理施設には、下水道施設の他、農業集落排水、合併処理浄化槽等があり、これらの施設は、それぞれの施設の特徴を活かしつつ、連携して整備を行うことが重要であり、地域ごとの特性を踏まえ生活排水処理施設全体として計画的かつ効率的な整備に努める必要がある。また、これらの生活排水処理施設の整備を促進する一方で、人口減少や施設の老朽化など、事業の運営管理を持続するうえで新たな課題が顕在化しており、今後は適切な運営管理も求められている。

県構想においては、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(以下、「国マニュアル」と称す)を踏まえ、各種污水处理施設の効率的な整備を進め污水处理施設未普及地域の早期解決を図るとともに、効率的な改築・更新及び運営管理手法を構築する「岐阜県污水处理施設整備構想(仮称)(以下、「県構想」と称す)を平成28年に策定した。県構想では、中期目標及び将来目指す姿を定め、目標に向けて事業を進めていく。本市においても県構想の策定に同調し、污水处理施設整備構想を実施した。計画目標年次は、中期目標は概ね10年後(平成37年度)、長期目標は概ね20年後(平成47年度)と設定した。

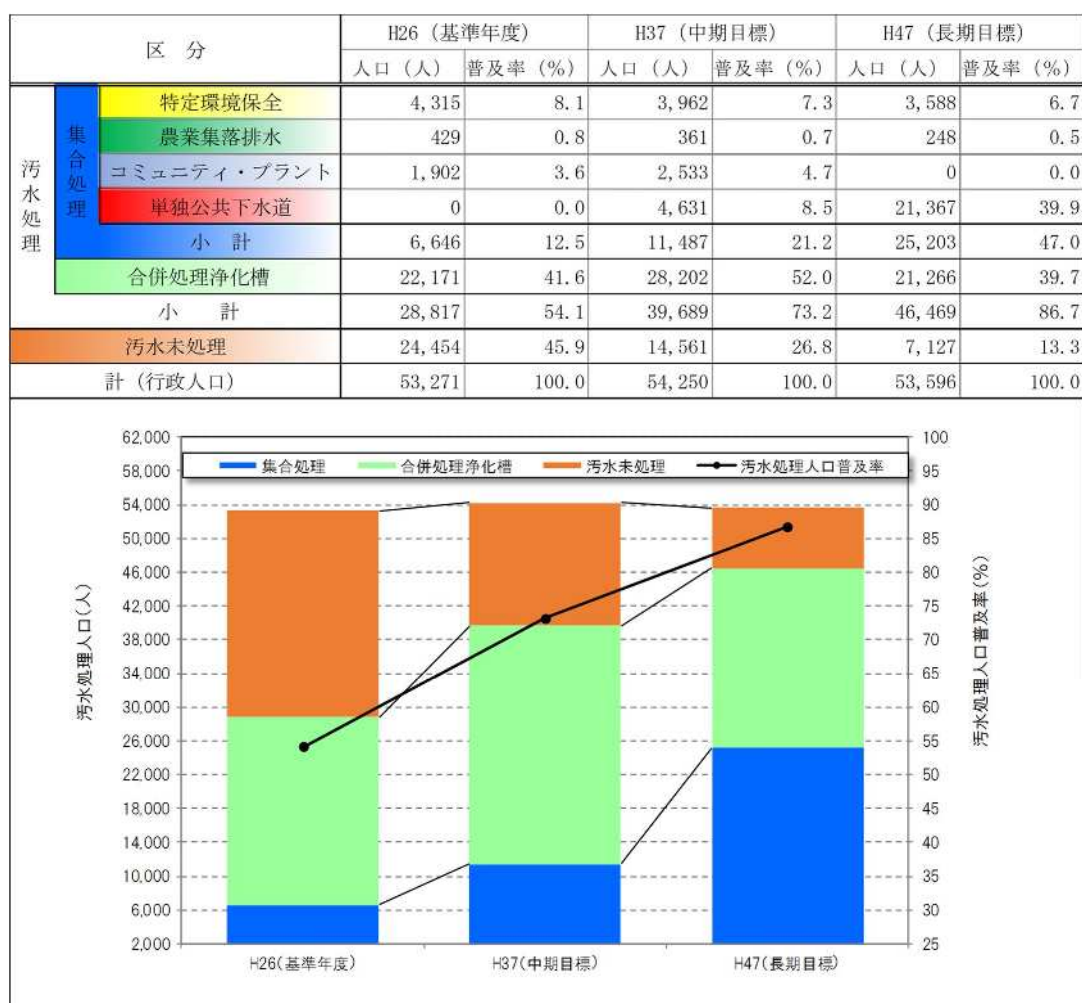
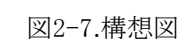


図 2-6. 污水处理施設整備構想における目標値



(2) 流域別下水道整備総合計画

1) 計画の目的

流域別下水道整備総合計画（以下「流総計画」と称す）は、環境基本法第 16 条に基づく水質環境基準の類型指定がなされている水域について、下水道法第 2 条の 2 に基づいて策定する当該水域に係る下水道整備に関する総合的な基本計画であり、河川、湖沼、海域等の公共水域の水質環境基準を達成・維持するために必要な下水道の整備を最も効果的に実施するため、当該流域における個別の下水道計画の上位計画として策定することを目的とする。本市は木曽川及び長良川流総計画に位置付けられている。

表 2-11. 木曽川及び長良川流総計画の策定状況

区 分	調査着手年度	基準年度		内 容	備 考
		現 況	目 標		
当 初	昭和 46 年	昭和 45 年度	平成 2 年度		
見直し①	昭和 55 年	昭和 54 年度	平成 12 年度		
見直し②	平成 8 年	平成 7 年度	平成 27 年度	NP 見直し	
見直し③	平成 18 年	平成 16 年度	平成 37 年度	NP 見直し	
見直し④	平成 22 年	平成 16 年度	平成 37 年度	NP 見直し	

2) 計画の内容

流総計画には、次の事項を定めるものとする。

- ① 下水道の整備に関する基本方針
- ② 下水道により下水を排除し、および処理すべき区域
- ③ ②の区域に係る下水道の根幹的施設の配置、構造及び能力
- ④ ②の区域に係る下水道の整備事業の実施の順位
- ⑤ ②の区域に係る下水道の終末処理場から放流される下水の窒素含有量・磷含有量の当該終末処理場ごとの削減目標及び削減方法

3) 調査対象範囲

本市は、木曽川及び長良川流総計画のうち、長良川水系に位置付けられており、伊勢湾の窒素・リンに係る水質改善に取り組んでいる。

表 2-12. 調査対象区域

水域名	流域面 (km ²)	関連市町村名
木曽川水系	4,956.0	岐阜市、高山市、多治見市、関市、中津川市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市、下呂市、岐南町、笠松町、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町、白川町、東白川村
長良川水系	1991.7	岐阜市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、岐南町、笠松町、安八町、北方町、坂祝町、富加町

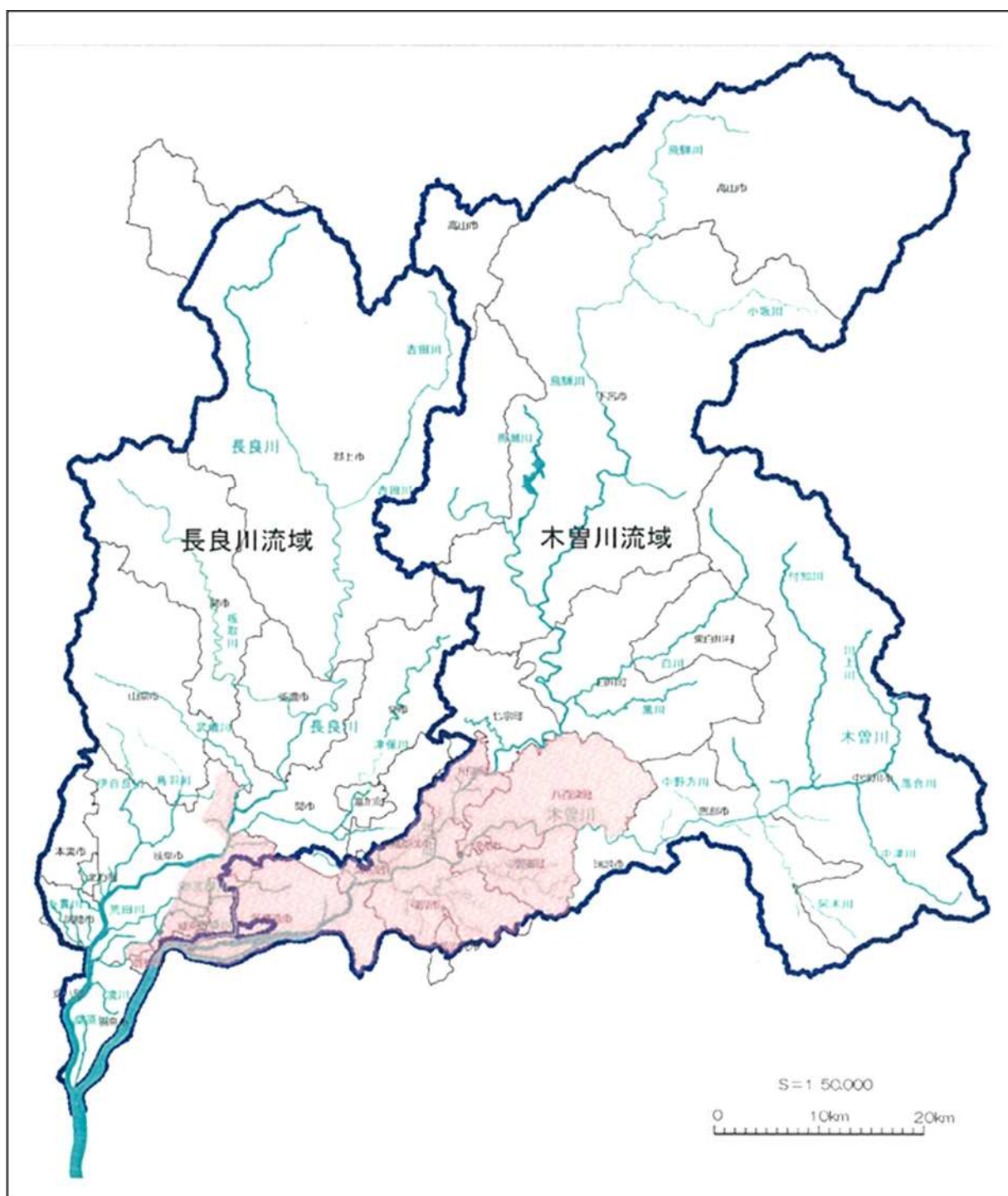


図 2-8. 木曽川及び長良川流域概要図

2-8. 関連法制度

下水道に関連する法制度は、主に以下のものが挙げられる。特に、下水道法と都市計画法は、下水道事業を実施する場合に直接的に関連する法律である。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ① 下水道法 | ② 都市計画法及び地方自治法 |
| ③ 環境基本法 | ④ 水質汚濁防止法 |
| ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | ⑥ 大気汚染防止法と悪臭防止法 |

(1) 下水道法

下水道法は、流総計画の策定に関する事項、ならびに下水道の設置や管理の基準等を定めて下水道の整備を図り、都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質を保全することを目的としており、下水道に関する基本法である。

(2) 都市計画法及び地方自治法

下水道は、都市施設の1つとして位置づけられており、都市計画を定める際には必ず下水道計画を盛り込まなければならない。この場合、下水道計画と都市計画全体との整合を図ることは、当然必要なこととなる。都市計画法は、「都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定める事により、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与すること」を目標としている。

(都市計画法第1条) 都市計画法は、下水道を都市計画に定めるべき都市施設の1つとして位置付けているが、これは下水道が都市における人々の生活や生産等の諸活動を支え、それを機能させていく上で欠かすことのできない基幹的な施設であるからである。(同法第11条第1項第3号) また、都市計画には無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して、市街化区域及び市街化調整区域を定めるものとしているが(同法第7条第1項)、市街化区域においては、道路、公園とともに下水道を必ず都市計画で定めるべきものとしている。

(同法第13条第1項第6号) したがって、下水道事業の実施に先立ち、原則的に都市計画の決定と都市計画事業としての事業認可を受けなければならないこととなっている。しかし、都市計画区域外で行われる特定環境保全公共下水道に関しては、例外的にこの法の適用外となる。また、都市計画事業の認可には以下の①～⑤のような効力を持つことになる。

また、受益者負担金は、都市計画事業である公共下水道を対象に徴収されるものであるが、都市計画事業以外においては、分担金として徴収される。受益者負担金と分担金は、どちらも下水道整備することにより整備事業の一部を受益者に負担してもらうものであるが、受益者負担金は、地方自治法(以下⑥)により徴収される。

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ① 建築等の制限(都市計画法第65条) | ② 土地等の先買権(都市計画法第67条) |
| ③ 土地の買取請求権(都市計画法第68条) | ④ 土地の収用権(都市計画法第69条) |
| ⑤ 受益者負担金の徴収(都市計画法第75条) | ⑥ 受益者分担金の徴収(地方自治法第224条) |

(3) 環境基本法

環境基本法は、日本の環境政策の根幹を定める基本法であり、環境基準の設定や環境基本計画の策定など具体的な施策に関する規定（実体規定）も含まれるが、その大半は施策の方向性を示すいわゆるプログラム規定で構成され、具体的施策は規定の趣旨に基づく個別の法制上および財政上の措置により実施される。循環型社会形成推進基本法および生物多様性基本法は、この環境基本法の基本理念に基づき制定される下位法として位置付けられる基本法である。

環境基本法制定以前には、公害対策基本法で公害対策を、自然環境保全法で自然環境対策を行っていたが、複雑化・地球規模化する環境問題に対応できないことから平成5年11月に制定されたものである。環境基本法の施行により、公害対策基本法は廃止され、自然環境保全法も環境基本法の趣旨に沿って改正された。

本市では、行政区境界にそって流れる長良川及び揖斐川には、環境基本法に基づく水質汚濁に係わる環境基準の水域類型指定がされ、その該当類型は「A」、達成期間は、「直ちに達成する」となっている。

表 2-13. 河川の水質汚濁に係わる環境基準

水 域	該当類型	達成期間	備考
長良川下流(伊自良川合流点より下流)	A	直ちに達成	木曽川水系

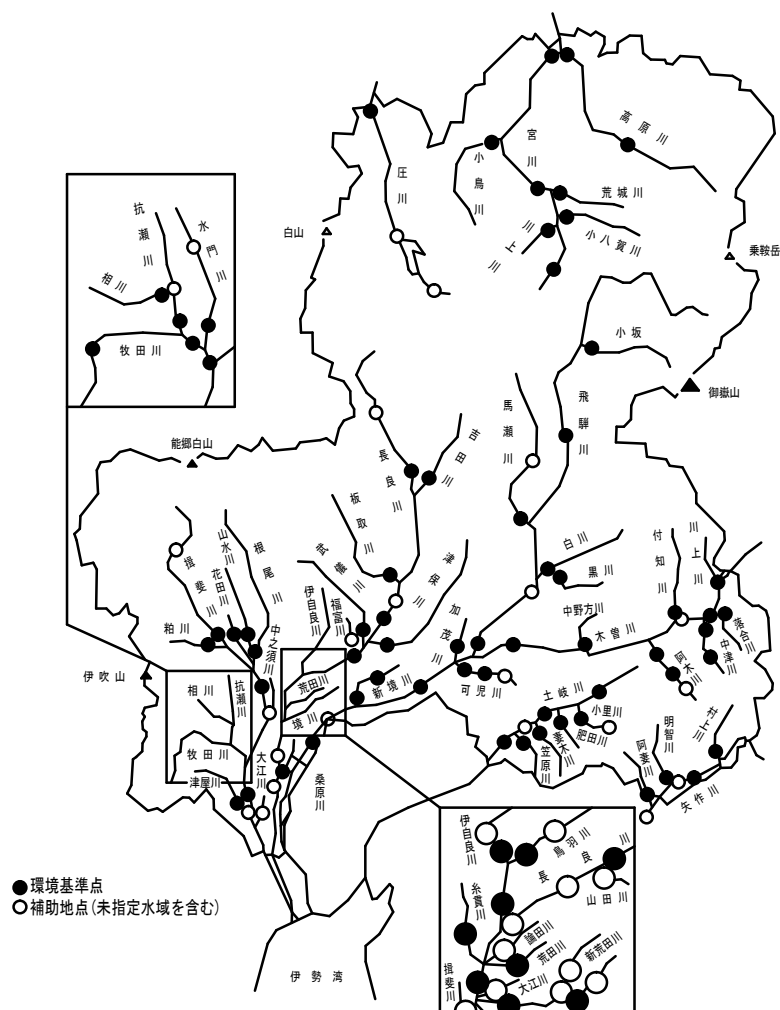


図 2-9. 環境基準点

1) 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められている。

表 2-14. 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	

2) 生活環境の保全に関する環境基準

人の健康に関する環境基準と異なり、水域群別に設定されている。

表 2-15. 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

※湖沼を除く

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量	大腸菌群数	
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下	水質汚濁に係る環境基準について、告示第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域。
A	水道2級、水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下	
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—	
備考							
1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。							
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる）。							
3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。							
4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100 mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。							

注 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

表 2-16. 生活環境の保全に関する環境基準（上段：海域－ア）（下段：海域－イ）

ア							
項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	ヘルマヘキサン抽出物質(油分等)	
A	水道1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以下	1,000 MPN/100mL 以下	検出されないこと	水質汚濁に係る環境基準について、告示第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域。
B	水道2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	—	検出されないこと	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以下	—	—	
備 考							
1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群70MPN/100mL以下とする。							
2 アルカリ性法とは、次のものをいう。 検水50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）1mlを加え、次にN/100過マンガン酸カリウム溶液10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）1mlとアジ化ナトリウム溶液（4w/v%）1滴を加え、冷却後、硫酸（2+1）0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているN/100チオ硫酸ナトリウム溶液ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/L}) = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$ (a) : N/100チオ硫酸ナトリウム溶液の滴定値(mL) (b) : 蒸留水について行った空試験値(mL) $f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3$: N/100チオ硫酸ナトリウム溶液の力価							

注1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等による水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ				
項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 り ん	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	水質汚濁に係る環境基準について、告示第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域。
Ⅱ	水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣ以下の欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
備 考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(4) 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法では、公共用水域の汚濁防止を図るため、下水道の終末処理場を始め、工場等の排水を規制している。

水質汚濁防止法による排水基準を定める総理府令に基づき、国が一律に定める排水基準であり、排水規制の対象である特定施設の全てに適用され、排出先が公共用水域である限り全ての水域に適用される。有害物質に係る基準は、全ての特定事業場に一律に通用され、一般項目に係る基準は、1日当りの平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用されている。

表 2-17. 一律排水基準（健康項目）

有害物質の種類	許容限度（単位：mg/L）
カドミウム及びその化合物	0.1
シアン化合物	1
有機りん化合物（ <i>パラチオン</i> 、 <i>メチルパラチオン</i> 、 <i>メチルメトン</i> 及びEPNに限る）	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.5
砒素及びその化合物	0.1
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.3
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	海域以外10、海域230
ふっ素及びその化合物	海域以外 8、海域 15
アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(*)100
備 考 1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定法の定量限界を下回ることをいう。 (*)アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。	

表 2-18. 一律排水基準（健康項目）

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8以上8.6以下 海域 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	5mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均60mg/L)
りん含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考	
1 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 2 生物化学的酸素要求量（BOD）についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量（COD）についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 3 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 4 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	

1) 上乗せ排水基準

岐阜県では、木曽川及び長良川水域に放流する下水道終末処理場を対象に、水質汚濁防止法「水質汚濁防止法第3条第3項」の規定に基づく排水基準を定める条例により、排水基準を定めている。

表 2-19. 上乗せ排水基準

区 分	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	ノルマヘキサン抽出物質含有量	フェノール類含有量
水質汚濁防止法第3条第3項及び第4項の規定に基づき排水基準を定める条例	—	20	70	5	0.5

2) 総量規制

総量規制とは、水質汚濁防止法に基づき、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域的な閉鎖性海域であり、排水基準のみによっては環境基準の確保が困難である水域の水質改善を図るため、工場・事業場のみならず、生活排水等も含めたすべての汚濁発生源からの汚濁負荷量について、総合的・計画的に削減を進めることを目的に策定された基準である。本市は伊勢湾流域に位置しており総量規制の対象地域とされている但し、ひるがの処理区は、富山湾へ放流されるため、総量規制の対象ではない。

岐阜県では、「水質汚濁防止法第4条」に基づき、COD、T-N、T-Pに対し、水質総量規制のC値を定めている。

表 2-20. 水質総量規制のC値（第8次総量規制基準）

区 分	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	化学的 酸素要求率 (COD)	浮遊物質 (SS)	窒素含有率 (T-N)	りん含有率 (T-P)
下水道業	—	30	—	25	2.5
上記で活性汚泥法等より 高度に除去する処理法	—	20	—	15	1.5

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物の二つに分類している。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた20種類のものであり、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物を指す。さらに一般廃棄物は、主に家庭から発生する家庭ごみとオフィスや飲食店から発生する事業系ごみと、し尿に分類される。下水汚泥は「産業廃棄物」として、し尿は「一般廃棄物」として扱われている。

(6) 大気汚染防止法と悪臭防止法

ポンプ場や終末処理場などの施設のいくつかは、大気汚染防止法上のばい煙施設に該当し、様々な規制を受ける。また、悪臭防止法では、汚水が流入する水路又は場所から悪臭が発生しないよう適切に管理することが義務づけられている。